

第 2 回浜田市人権尊重推進委員会 会議録

会議名	第 2 回浜田市人権尊重推進委員会
開催日時	令和 7 年 10 月 15 日（水）10：00～11：15
開催場所	浜田まちづくりセンター研修室 2.3
会議の担当	地域政策部 人権同和教育啓発センター
議 題	1 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第 4 次）令和 6 年度事業実績及び令和 7 年度事業計画書について 資料 1 2 人権教育・啓発推進計画（第 5 次）について 資料 2～資料 3
内容及び 決定事項	各議題の質疑応答と意見交換

【出席者】

■委員

寺田委員長、田村副委員長、村井委員、坂東委員、坂本委員、細川委員、栗原委員、高木委員、一町委員

■事務局

田中地域政策部長、草刈教育部長、鎌原所長、小寺係長、中川指導主事、永見指導主事

■傍聴者

会場、Web とも申込者なし

1 浜田市人権教育・啓発基本計画（第4次）

令和6年度事業実績及び令和7年度事業計画書について

第1回委員会での各委員からの指摘事項に対して、事務局が修正した修正案を提示し、説明を行った。

【質疑応答・意見交換】

質疑・意見等なし。

議事(1)について承認された。

2 人権教育・啓発推進計画（第5次）について

○寺田委員長 第1回委員会において第5次計画の素案が事務局から配布され、各委員で内容を読んでいただいたと思うが、計画案について委員の皆さんから意見はあるか？

→各委員から意見なし

○寺田委員長 意見がなければ改めて事務局から計画の素案を説明してもらってよろしいか？

→各委員とも了承。事務局から説明。

【質疑応答・意見交換】

P8「人権の花」、P15「合理的配慮」、P24「災害に伴う人権」について

○坂東委員 3点質問したい。1点目は8ページの「人権の花運動」についてどういうものか教えていただきたい、2点目は15ページの「障がいのある人」の項目にある「合理的配慮」について企業だけ書いてあるが、法律の施行により大学も該当するはずなので、そのことを書いたほうが良いと思うがどうか？ということ、3点目は24ページの「人権に配慮した被災者支援」「避難所運営」とは具体的にどういったことをしようと思っているのか？ということ。これは計画に記述しなくてもいいので、説明をお願いしたい。

●事務局 「人権の花運動」は法務省の委託事業として市の方で実施している。主に小学生に花の種やプランターを配り、花を育てる等の活動を通して、子どもたちの優しい心を育成する趣旨のものである。学校によっては育てた花を地域に配られるなど地域との交流も生まれている。

合理的配慮については適用になったところを確認し、記述に取り入れるようにする。

「人権に配慮した被災者支援」や「避難所運営」について、昨今災害現場で、特に女性のトイレの問題であるとか、衛生面のこととか、災害現場において人権

が侵害される事態がさまざまな形で起こっている。能登の地震では地震で亡くなった方よりも災害関連死の方が多かったというような報道も聞いている。人権を大切にしたい運営が必要ということから、記載をしている。

○坂東委員

耳や目が不自由な方が、何が起こったのかわからず、避難もできずに問題になったと聞いた。それを防ぐような、災害時に障がい者宅に行って避難してくださいというシステムがあるのではないかな。

○村井委員

自治会や自主防災会で構築されている。

○高木委員

重度の医療的ケアを受けている自宅にいる人の災害時の移動は、浜田市ではどのようなになっているのか？例えば大田市では登録してもらって、迅速に対応できるような形を取っているということを聞いたことがある。避難指示が出ても、そもそも絶対に時間がかかる人もいる。医療的ケアを受けている人が、安心して避難できるよう、周りでサポートする人は必要である。避難してくださいと指示するだけでは現実問題、人権への配慮に課題が出てくるのではないかな。

●事務局

実際には、浜田市でも各部署、地域でそれぞれ対応している。介護認定のときに、防災組織への情報提供について意志確認もするなど、福祉的な部分のケアは浜田市でもリスト化されている。人権の問題とは別に、100%ではないかもしれないが、進められている。

○寺田委員長

民生委員で話し合いなどがあるのか。

○村井委員

ある。地区社協が、そういった方々をどうケアしていけばいいか、どうしたら一番いい方向で支援できるかをハグ（HUG）ゲームの体験を通して検討する会を計画している。11月に実施予定である。元気な人はサッと避難できるが、そうでない人を取り残さないというのが一番大事だと考え、支援する仕組みが構築できるようみんなで考えている。

例えば、災害の際に何を持って避難すればいいのかは、元気な人でも分かっていない。絶対に三日分の薬を持ち出すというような、常に考えてほしいことを発信していくとよいと先生からは聞いている。日頃から自分達のことは自分達で守るということを勉強しているので、地域に広めたい。場合によっては、避難所に行くまでは周囲の人をお願いするなど、地域で助け合わなくてはならない。

○寺田委員長

今の発言の趣旨のものが、この計画に含まれているのではないかなと思う。

●事務局

今、話されたようなことで、災害対応の様々な過程の中で人権に配慮していくということがこの計画になっている。

○寺田委員長

人権擁護委員も人権の花運動に関わっている。子どもたちと一緒に花を育て、育てた花と子どもたちと一緒に写った写真をカレンダーにして配ったりしている。

○高木委員

合理的配慮について補足すると、大学では基本的に合理的配慮を行っている。国公立大学ではそんなに変わらないが、私立大学は大学によって合理的配慮を行う幅がある。小中高でも合理的配慮は行われている。例えば、難聴の人の席を前にしたり、補聴器をつけていることを本人の了解を得て周知したりする。

不自由さを感じる人が要望として出した時、受け手側にハード面がないとできないこともあるが、ここまでならできるという折り合いをつけて行うのが合理的配慮なので、学校現場でも実施している。

●事務局

改正の文面には「すべての事業者に対して不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供を義務付けられている」という表現がある。「すべての事業者」とは、施設や学校も含めたものを指す。

○高木委員

読み方によっては事業者が民間企業を指すと受け取ることもあるかもしれない。基本的にはどこの現場においても合理的配慮が行われているのが現実。

○寺田委員長

合理的配慮については事務局の方で検討して、次回提案してほしい。

P11 (3) 子どもについて

○高木委員

11 ページの「子ども」の項目に、市民意識調査で「子どもの人権についてどのようなことが問題か」との設問がある。そもそも、こども基本法も児童の権利条約に関することから来ており、県の人権同和教育課でも力を入れている。子どもの権利条約の4つの理念など、自分たちも研修を受けている。子どもは「守られる」だけではなく、子どもを「権利の主体」として捉えることが家庭でも大人が出来ているのだろうか？と感じる。親の意見を押し付けるとか、そういう意識をなんとかできるような問いかけがあればいい。

○寺田委員長

第1回委員会でもこの件について話が出た。「子どもが声を上げられない」部分があるのではないかとこの意見が出ていた。今回は意識調査の結果についての記述であり、子どもが権利の主体であるとの記述をこの箇所に追記すべきかどうかも含めて、事務局で検討すべきことと思われる。

●事務局

今後、検討したい。

○村井委員

子どもの権利とは何かと実際に聞かれてもなかなか答えられない。その日を幸せに暮らすことが人権なのか、教育を守られるのが人権なのか、子どもが幸せだと思えばいいのだろうと思うが、その幸せって何なのだろうか？毎日おいしく食べられ、楽しく遊べて、健やかに眠れて、朝起きればそれでいいのだろうか？

小学校でもまちづくりセンターでもコミュニティースクールに行っても、何が子どもの権利なのかは難しい問題と思う。

○坂東委員

浜田市には、まだ子どもの権利に関する条例等はないのではないかな。

●事務局

こども計画を策定しているが、条例はまだない。

○村井委員

子どもの権利とは何かと聞かれると非常に難しいし、文章にするのはさらに難しい。子どもに「今幸せですか？」と聞くしかない。子どもの権利と言えば子どもたちは言いたいように言う。「スマホを買って」とか「旅行に連れて行って」とか「これも子どもの権利でしょ」と言われる。「ほかの人はスマホを持っているけどなんで僕はスマホを持っていないの？」「僕がスマホを持っていないのは権利を主張しないから？」と聞かれたが答えられなかった。今は小学生の80%

くらはスマホを持っている。

●事務局

スマホを持つのは、ここだという子どもの権利とは異なると思う。子どもを権利の主体として改めて認識するということが、守る対象でもあるが、一人の人間としての人権を認めていこうということが今の動きである。指摘のあった 11 ページの部分は市民の意識調査の結果を記載している。権利の主体としての子どもについては 12 ページ末から 13 ページにかけて児童の権利条約という箇所にある。この部分の記載を深掘りして検討して理解促進を図りたい。

○寺田委員長

11 ページは調査結果ということでそのまま記載されていると思うので、13 ページの記述について事務局で検討願いたい。

○田村副委員長

子どもの問題に関連して、数日前にある集まりで市内の不登校が浜田は県内でもトップレベルで 5%弱、全国平均が 3%弱で、県も全国 3 番目に高いと聞いた。問題はその理由で、全国は「無気力」だが、県と浜田の理由は「いじめ」である。13 ページにいじめ・不登校問題という項目があるが、ここに記述して対策をすべきと思う。ある市民の方が学校に行かなくても友達ができたり、学べたりすることを DX でできないか研究されている。その人から聞いたことだが、自分も未だに不登校が多い理由が「いじめ」かとショックだった。現状も対策も含めて強化すべきと思う。

○寺田委員長

不登校などの数値を事務局で把握することができるか。

○田村副委員長

市民の方が調べているので、数値は出ていると思う。

●事務局

不登校は一般的にずっと学校に来ないと思われるかもしれないが、授業には出ないが学校に来て別室登校しているという形もある。いじめでは、小さいいじめも発見してカウントするケース、無気力とカウントされた中にいじめが原因として含まれているケースもある。細かく丁寧に見て数字に入れるからいじめのボリューム感が大きくなるという見方もできる。数字を見て、一般に思われているようないじめが全国よりも多いという結論が導けるかどうか。都市部に比べ子どもも少ないので、細かく見て小さなところから手当てをしてカウントした結果、いじめとみなす数字が増えるという見方もできる。必ずしもいじめの重大事態がないとはいいきれないが、初期の段階で取り組みを進めているのが学校現場である。いじめの統計はまとまったものがあるが、この項目だけ具体的な数字を計画に載せるかどうかについては、本委員会で検討願いたい。

○田村副委員長

課題をなんとかしたいという市民がいるので、現状把握は必要と思う。数字の解釈はともかく、国レベルの調査数値については塾の先生から聞いたので、間違いないと思った。現状認識と対策は強化すべきと思う。

○村井委員

民生委員も出席する三中校区の連絡会でアンケートの数字が出る。不登校の数も出るが、地区ではなく市全体の数である。さほど大きくはない。小学校に行っていじめの有無を聞くと、無いとはいえないという回答である。それを聞いて多少はあると感じるが、先生は言えないこともあるだろうから、こちらが見つけなければいけないかもしれない。親も言えない。

親が言うと、いじめがひどくなると聞いた。どこに相談すればいいのか。学校

は無いとは言えないというが、どういうことがあるか言ってほしい。個人名を出さなくてもいじめの内容については伝えて、地域の協力を呼びかけてほしい。学校はやはり隠したいのではないか。

○高木委員

学校側が隠したいということは全くない。どうしても個人情報に関わるために、学校としていじめの問題を関係者以外に伝えることは、まずできない。しかし、校種に関わらず学校はいじめに目を光らせているので、認知件数は必然的に増えて来ている。ただし、いじめに関して直接地域にお願いすることは難しい。学校のいじめに対する意識はかなり上がってきている。勤務校でも些細なトラブルでもいじめにつながらないようにしている。今生徒指導的には未然防止と早期発見を主眼にしている。

○村井委員

子どもの調査であるが、親の考えが出てきていると思う。子どもがいじめられたと家に帰って話して調査に出ているのではないか。

○寺田委員長

市民意識調査については市民の意識調査だから、そのまま現状としてここに載せてあると思う。13 ページの上の方については先ほどあったように、表記や内容の検討のために、持ち帰りをお願いする。

いじめは非常にナイーブな問題で、被害者・加害者がいて、ケースごとに認識や対応が異なる。市内では先生が一生懸命対応されていることは感じている。数が多いというのがどのあたりをとらえたものか分からない。

○田村副委員長

先ほどからの話を聞いて、全国と比べて島根は児童生徒数が少なく、先生も丁寧で問題を発見しやすいことが数値の高さになっていることに対して、全国、特に都会はそのようなわけにいかず、数値が低くなっているのかもしれないと思った。非常に難しい問題ではあるが、市民の方が何とかしたいという動きがあることも事実であるので、そのことは明らかにしておくことが大事だと感じて発言した。できることもできないこともあるだろうが、検討願いたい。

●事務局

いじめに対する対策などについては、教育の方で様々な取り組みの計画がある。人権の基本計画としては、子どもの権利擁護を推進する取り組みの方針を出していくものと思う。いじめに対する具体的な取り組みは、人権の計画とは別になされるものとする。

○田村副委員長

いじめに触れた箇所があったので関連するものとして発言した。

●事務局

計画案については子どもの権利擁護とか、権利の主体者という考え方を中心にまとめていくものと考えている。

11 : 15 終了